

議員提出意見書案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月29日

総務常任委員長 大倉 雅志

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護等の社会保障及び被災地の復興、環境対策、地域交通の維持等その果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定と実行等、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を始め、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にも関わらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、地方財政規模の縮小が危惧されるものとなっており、インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活及び地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成29年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府に対し下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税制度におけるトップランナー方式の導入は、地域による人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることから、これ以上拡大しないこと。

- 4 復興交付金、震災復興特別交付税等の復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定の在り方を検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 6 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策等の経常的に必要な経費に振り替えること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

宛

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

経済産業大臣

議員提出意見書案第7号

TPPの国会批准をしないことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月29日

総務常任委員長 大倉 雅志

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

ＴＰＰの国会批准をしないことを求める意見書

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）は本年2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移行している。政府においては、交渉過程での秘密主義に続き、昨年10月の大筋合意後もその全容が示されないままＴＰＰ対策費を含む補正予算を通して、約2900ページとされる協定及び付属書の公表も本年2月2日となるなど、十分に精査する時間がないまま国会批准を求めようとする経過があり、国、地域、さらには国民生活に関わる重要な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしいものではない。

一方、ＴＰＰは少なくともＧＤＰで85%以上を占め、6か国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しないが、今行われている米国大統領選挙の候補者2名は、いずれもＴＰＰに反対の立場であり、米国の情勢を待たずに成立を目指すのはあまりにも拙速である。

また、協定の内容も問題であり、米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意している。さらには政府が守ったとされる重要5品目の例外も、7年後に米国など5か国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている合意は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあり、これでは地域農業は立ち行かないこととなり得る。

更に透明性や規制の整合性確保を理由に、医療を始め健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定もあり、ＴＰＰと並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口となって規制改革会議に諮るといった、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいる。

よって、国に対し、このような問題が多いＴＰＰの批准はしないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月　　日

福島県須賀川市議会議長　　廣瀬吉彦

衆議院議長

宛

參議院議長

議員提出意見書案第8号

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書
の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会
議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月29日

総務常任委員長 大倉 雅志

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書

昨年9月19日に成立した、憲法違反の疑いのある「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）」のもと、戦後初めて自衛隊が戦争に参加する危険性が高まっている。

一つは、アフリカの南スーダンで国連PKO活動（平和維持活動）に参加している自衛隊の任務を拡大し、武力行使ができるようになっていることである。

南スーダンは、政府軍と反政府勢力が住民を巻き込んで戦争する激しい内戦状態にあり、国連報告書にも「安全な場所はきわめてわずか」、「情け容赦ない戦闘が続いている」と記載されており、ここで活動する国連PKO部隊は、内戦の当事者となっている。

自衛隊は、現在は道路建設などを行っているが、安全保障関連法を適用して活動を拡大すれば事態は一変し、政府軍とも戦うことになる可能性もあり、ひとたび自衛隊が戦争に参加すれば、取り返しがつかない状況となり得る。

もう一つは、過激組織ISに対する米軍などの軍事作戦に自衛隊が参加することになる危険性である。安全保障関連法の成立により、この軍事行動に参加できることになったことで、日本が米国からの支援要請を断りきれず、軍事支援に乗り出し、テロと戦争の悪循環に加担すれば、日本国民がテロの危険にさらされる恐れが危惧されるところである。軍事作戦の強化は、テロと戦争の悪循環をもたらすだけであり、戦争でテロがなくなるものではない。

よって、国に対し下記の事項を強く求める。

記

- 1 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）は廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

衆議院議長

参議院議長

内閣總理大臣 宛
防衛大臣
外務大臣